

## 法科大学院基準 新旧対照表

新	旧
法科大学院基準	法科大学院基準
平成 17 年 1 月 27 日決定 (略) 令和 3 年 2 月 26 日改定 <b><u>令和 3 年 9 月 22 日改定</u></b>	平成 17 年 1 月 27 日決定 (略) 令和 3 年 2 月 26 日改定
1. 使命・目的 (略)	1. 使命・目的 (略)
2 教育課程・学習成果、学生 (基準本文略)	2 教育課程・学習成果、学生 (基準本文略)
○ 評価の視点	○ 評価の視点
2-1 (略)	2-1 (略)
2-2	2-2
学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえた適切な教育課程を編成しているか。	学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえた適切な教育課程を編成しているか。
(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。	(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。
(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第 20 条の 3）。	(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第 20 条の 3、 <b><u>「告示第 53 号」第 5 条</u></b> ）。
(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第 20 条の 3）。	(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第 20 条の 3、 <b><u>「告示第 53 号」第 5 条第 2 項</u></b> ）。
(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るた	(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るた

めに、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。

- (5) 在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成について工夫していること（「文科省事務連絡」）。

2-3～2-25 (略)

3 教員・教員組織 (略)

4 法科大学院の運営と改善・向上 (略)

めに、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。

- (5) 在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成について工夫していること（「文科省事務連絡」）。

2-3～2-25 (略)

3 教員・教員組織 (略)

4 法科大学院の運営と改善・向上 (略)